

- 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（平成二十年金融庁・財務省・経済産業省告示第三号）

改正案	現行
<p>（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項</p> <p>イ 商工組合中央金庫がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項</p> <p>(1)～(11)（略）</p> <p>（削る）</p> <p>ロ 商工組合中央金庫が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>（削る）</p>	<p>（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項</p> <p>イ 商工組合中央金庫がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項</p> <p>(1)～(11)（略）</p> <p><u>(12) 自己資本比率告示附則第五条の適用により算出される信用リスク・アセットの額</u></p> <p>ロ 商工組合中央金庫が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p><u>(5) 自己資本比率告示附則第五条の適用により算出される信</u></p>

ハ・ニ (略)

六 (略)

七 出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項（
特定取引に係るものを除く。第四条第四項第八号において同じ。
）

イ～ニ (略)

ホ 株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額

八・九 (略)

(連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項)

第四条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一～五 (略)

六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)～(11) (略)

用リスク・アセットの額

ハ・ニ (略)

六 (略)

七 出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項（
特定取引に係るものを除く。第四条第四項第八号において同じ。
）

イ～ニ (略)

ホ 自己資本比率告示附則第四条が適用される株式等エクスポージャーの額及び株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額

八・九 (略)

(連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項)

第四条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一～五 (略)

六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)～(11) (略)

(削る)

ロ 連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)～(4) (略)

(削る)

ハ・ニ (略)

七 (略)

八 出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ～ニ (略)

ホ 株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額

九・十 (略)

(12) 自己資本比率告示附則第五条の適用により算出される信用リスク・アセットの額

ロ 連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)～(4) (略)

(5) 自己資本比率告示附則第五条の適用により算出される信用リスク・アセットの額

ハ・ニ (略)

七 (略)

八 出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ～ニ (略)

ホ 自己資本比率告示附則第四条が適用される株式等エクスポージャーの額及び株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額

九・十 (略)

二 株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準（平成二十六年金融庁・財務省・経済産業省告示第三号）

改正案	現行
<p>第四十八条（略）</p> <p>2 前項の「資金提供義務に基づく所要貸出額」とは、次に掲げる額の合計額をいう。</p> <p>一（略）</p> <p>二 商工組合中央金庫又は連結子法人等が基準日から三十日を経過する日までの間に、金融機関等以外の者との間の契約に基づき当該者に対して貸し付ける義務を負う金銭の額（前各節に定めるものを除く。）の合計額から、当該者からの第六十四条第二項に規定する貸付金等回収額の合計額に五十パーセントを乗じて得た額を減じた額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）</p> <p>（有担保資金運用等に係る資金流入額）</p> <p>第六十二条（略）</p> <p>2 前項の「担保交換に係る資金流入額」とは、レポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金取引のうち担保交換に該当するものについて、それぞれの取引について第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額（当該額が零を下回る場合は、零とし、カバード・</p>	<p>第四十八条（略）</p> <p>2 前項の「資金提供義務に基づく所要貸出額」とは、次に掲げる額の合計額をいう。</p> <p>一（略）</p> <p>二 商工組合中央金庫又は連結子法人等が基準日から三十日を経過する日までの間に、金融機関等以外の者との間の契約に基づき当該者に対して貸し付ける義務を負う金銭の額（前各節に定めるものを除く。）の合計額から、当該者からの第六十四条第一項に規定する貸付金等の回収に係る資金流入額の合計額に五十パーセントを乗じて得た額を減じた額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）</p> <p>（有担保資金運用等に係る資金流入額）</p> <p>第六十二条（略）</p> <p>2 前項の「担保交換に係る資金流入額」とは、レポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金取引のうち担保交換に該当するものについて、それぞれの取引について第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額（当該額が零を下回る場合は、零とする。）の合計</p>

ショート・ポジションにおいて用いられている取引についても同様とする。()の合計額をいう。

一・二 (略)

額をいう。

一・二 (略)